



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*67 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (人事課) 2

*68 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (情報政策課) 2

○ 人事委員会規則

*21 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則の一部を改正する規則 3

*22 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則の一部を改正する規則 3

○ 公安委員会規則

*9 和歌山県警察の情報の公開に関する規則の一部を改正する規則 3

○ 労働委員会規則

*1 和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 19

○ 告示

1479 平成13年和歌山県告示第749号(和歌山県情報公開条例施行規則の規定による閲覧の場所)の一部改正 (総務学事課) 19

1480 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 19

1481 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 (商工振興課) 19

1482 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課) 20

1483 保安林の指定予定の通知 (森林整備課) 20

1484 " (") 21

1485 " (") 21

1486 " (") 22

1487 " (") 22

1488 道路の区域変更 (道路保全課) 23

1489 道路の供用開始 (") 23

1490 道路の区域変更 (") 23

1491 道路の供用開始 (") 24

1492 道路の区域変更 (") 24

1493 道路の供用開始 (") 24

○ 選挙管理委員会告示

*102 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県選挙管理委員会規程(平成13年和歌山県選挙管理委員会告示第111号)の一部改正 25

*103 和歌山県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県選挙管理委員会規程(平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第23号)の一部改正 25

○ 労働委員会告示

*3 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県労働委員会規程の一部を改正する規程 25
○ 監査委員告示	
*3 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県監査委員規程の一部を改正する規程 25
*4 和歌山県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程の一部を改正する規程 26
○ 収用委員会告示	
*5 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県収用委員会規程(平成13年和歌山県収用委員会告示第6号)の一部改正 26
*6 和歌山県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県収用委員会規程(平成17年和歌山県収用委員会告示第3号)の一部改正 26
○ 海区漁業調整委員会告示	
*1 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程 26
*2 和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程の一部改正 27
○ 県議会に関する事項	
*和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程 27
*和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程 42

規 則

和歌山県規則第67号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則
職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則(昭和42年和歌山県規則第22号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成24年3月1日」を「平成25年3月1日」に改める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

和歌山県規則第68号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

別表和歌山県情報公開条例施行規則(平成13年和歌山県規則第92号)の項中「第15条第2項」を「第16

条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第21号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則（平成13年和歌山県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

本則中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第22号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則（平成17年和歌山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第9号

和歌山県警察の情報の公開に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月25日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

和歌山県警察の情報の公開に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県警察の情報の公開に関する規則（平成13年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「日時及び」を「日及び時間並びに」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 条例第11条第1項本文の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場合（条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の全部を開示する旨の決定をした場合を除く。） 公文書開示決定

通知書(別記様式第3号)

(2) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の全部を開示する旨の決定をした場合 公文書開示決定通知書(別記様式第4号)

(3) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場合(条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の一部を開示する旨の決定をした場合を除く。) 公文書部分開示決定通知書(別記様式第5号)

(4) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の一部を開示する旨の決定をした場合 公文書部分開示決定通知書(別記様式第6号)

3 条例第11条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 次号から第6号までに掲げる場合以外の場合 公文書非開示決定通知書(別記様式第7号)

(2) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示しない旨の決定をした場合(第4号及び第6号に掲げる場合を除く。) 公文書非開示決定通知書(別記様式第8号)

(3) 条例第10条の規定により開示請求を拒否する場合(条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求を拒否する場合を除く。) 公文書非開示決定通知書(別記様式第9号)

(4) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求を拒否する場合 公文書非開示決定通知書(別記様式第10号)

(5) 開示請求に係る公文書を保有していない場合(条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求に係る公文書を保有していない場合を除く。) 公文書非開示決定通知書(別記様式第11号)

(6) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求に係る公文書を保有していない場合 公文書非開示決定通知書(別記様式第12号)

第4条中「別記様式第8号」を「別記様式第13号」に改める。

第5条中「第13条」を「第13条第1項」に、「別記様式第9号」を「別記様式第14号」に改める。

第6条中「別記様式第10号」を「別記様式第15号」に改める。

第7条第3項中「別記様式第11号」を「別記様式第16号」に改め、同条第4項中「別記様式第12号」を「別記様式第17号」に改め、同条第5項中「別記様式第13号」を「別記様式第18号」に改める。

第8条第1項中「第16条ただし書」を「第16条第1項ただし書」に改め、同条第3項第1号ア中「。ただし、これにより難い場合にあっては、用紙に印刷したものの閲覧」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

第8条第3項第3号中「(第5項に規定する場合におけるものを除く。)」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 映画フィルム 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

第8条第3項第5号を削り、同条第4項第1号中「(次項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)

又は録音ディスク」を削り、同号ア中「又は録音ディスク」を削り、同号イ中「又は録音ディスク」及び「。以下同じ」を削り、同項第2号中「又はビデオディスク」及び「。以下同じ」を削り、同項第3号中「又は次項」を削り、同号イ中「閲覧」の次に「、聴取」を加え、同号ウ中「を複写機により用紙に複写したものを削り、同号エ中「その他の電磁的媒体(電磁的記録を記憶する媒体をいう。)」を削り、同号に次のように加える。

オ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

カ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

第8条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

第9条を次のように改める。

(公文書の開示)

第9条 公文書の開示を受ける者は、公文書の開示申込書(別記様式第19号)を提出しなければならない。

第15条第1項中「基づき」の次に「閲覧等により」を加え、「別記様式第17号」を「別記様式第23号」に改め、同条第2項中「及び第9条」を「から第10条まで」に改め、同条を第16条とする。

第14条第2項中「別記様式第15号」を「別記様式第21号」に改め、同条第3項中「別記様式第16号」を「別記様式第22号」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項第6号中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とする。

第11条中「第13条第1項第11号」を「第14条第1項第11号」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「別記様式第14号」を「別記様式第20号」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(見込額等)

第10条 条例第18条第4項に定める見込額は、実施機関が、条例第13条第1項の残りの公文書の全部を閲覧等の方法により開示するとした場合の手数料の額の範囲内の額とする。

2 公文書の写しの送付を受けようとする者は、条例第18条第1項及び別表の規定により定める手数料のほか送付に要する費用を負担しなければならない。

別表第1を削る。

別表第2中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同表1の項中「叙位叙勲」を「生存者叙勲」に改め、同表2の項第4号中「(3)」を「(4)」に改め、同号を第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 死亡叙位叙勲に関する公文書

別表第2を別表とする。

別記様式第3号中「日時」を「日及び時間」に改める。

別記様式第4号から別記様式第7号までを次のように改める。

別記様式第4号(第3条関係)

公文書開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、和歌山県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定したので通知します。

公文書の名称	()年度
開示の日及び時間	年 月 日(午前・午後) 時 分
開示の場所	
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 複写機により用紙に複写したもの) <input type="checkbox"/> その他 ()
条例第18条第4項に規定する見込額	円
担当所属	電話番号 () - 内線

注

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日及び時間に都合が悪いときは、あらかじめ担当所属へ連絡してください。
- 3 条例第18条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。

別記様式第 5 号 (第 3 条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第11条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

公文書の名称	() 年度
開示の日及び時間	年 月 日 (午前・午後) 時 分
開示の場所	
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 複写機により用紙に複写したもの <input type="checkbox"/> その他 ())
開示しない部分	
上記部分を開示しない理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
担当所属	電話番号 () - 内 線

注

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日及び時間に都合が悪いときは、あらかじめ担当所属へ連絡してください。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第 7 号 (第 3 条関係)

公文書非開示決定通知書

第 年 月 号 日

開示請求者 様



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

非開示決定した 公文書の名称	() 年度
非開示とした 理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
担 当 所 属	電話番号 () - 内 線
備 考	

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第17号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を別記様式第23号とする。
別記様式第16号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に、「日時」を「日及び時間」に改め、同様式を別記様式第22号とする。

別記様式第15号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記様式第21号とする。
別記様式第14号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を別記様式第20号とする。
別記様式第13号を別記様式第18号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第19号 (第9条関係)

公文書の開示申込書

年 月 日

殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所又は事業所の所在地)
〒 TEL.

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)
TEL.

年 月 日付け 第 号で通知のあつた公文書の開示を次のとおり申し込みます。

公文書の件名	開示の方法	納付額
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 閲覧等 (<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取)	円
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 閲覧等 (<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取)	円
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 閲覧等 (<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取)	円
合	計	円

※ 以下の欄は記入しないでください。

窓口受付

別記様式第12号を別記様式第17号とし、別記様式第11号を別記様式第16号とし、別記様式第10号を別記様式第15号とし、別記様式第9号を削り、別記様式第8号を別記様式第13号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第14号(第5条関係)

開示決定等期限特例適用通知書

第 年 月 日
 年 月 日

開示請求者 様



年 月 日付けの公文書の開示請求については、次のとおり、和歌山県情報公開条例第13条第1項の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとしたので通知します。

<p>開示請求のあった公文書の名称(等)</p>	
<p>和歌山県情報公開条例第13条第1項の規定を適用することとした理由</p>	
<p>残りの公文書について開示決定等をする日までに要すると認められる期間</p>	<p>(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分の開示決定等については、和歌山県情報公開条例第18条第4項の規定による予納があった日から次に記載する期間が必要です。)</p> <p style="text-align: center;">日間</p>
<p>担 当 所 属</p>	<p>電話番号 () - 内 線</p>

別記様式第7号の次に次の5様式を加える。

別記様式第8号(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、和歌山県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

非開示決定した 公文書の名称	()年度
非開示とした 理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
条例第18条第4項 に規定する見込額	円
担 当 所 属	電話番号 () - 内 線
備 考	

注 条例第18条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第9号(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第10条の規定に基づき、開示請求を拒否するので、同条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

<p>公文書開示請求書 に記載された 公文書の名称等</p>	
<p>開示請求を拒否 する理由</p>	
<p>担 当 所 属</p>	<p>電話番号 () ー 内 線</p>

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第10号(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 年 月 号
 年 月 日

開示請求者 様



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、開示請求を拒否するので、和歌山県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書開示請求書 に記載された 公文書の名称等	
開示請求を拒否 する理由	
条例第18条第4項 に規定する見込額	円
担 当 所 属	電話番号 () - 内 線

注 条例第18条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第11号(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号
年 月 日

開示請求者 様



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書開示請求書 に記載された 公文書の名称等	
開示請求に係る 公文書を保有 していない理由	1 作成し、又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他 ()
担 当 所 属	電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第12号 (第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、和歌山県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書開示請求書 に記載された 公文書の名称等	
開示請求に係る 公文書を保有 していない理由	1 作成し、又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他 ()
条例第18条第4項 に規定する見込額	円
担 当 所 属	電話番号 () - 内 線

注 条例第18条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の和歌山県警察の情報の公開に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた開示請求について適用し、施行日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

労働委員会規則

和歌山県労働委員会規則第1号

和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月25日

和歌山県労働委員会会長 有 田 佳 秀

和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年和歌山県労働委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1479号

平成13年和歌山県告示第749号（和歌山県情報公開条例施行規則の規定による閲覧所の場所）の一部を次のように改正し、平成25年1月1日から実施する。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

和歌山県告示第1480号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
有限会社ホーム・ナース	和歌山市鳴神55-16	ホーム・ナース	平成 25. 1. 1

和歌山県告示第1481号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) テックランド和歌山御坊店
和歌山県御坊市野口569-1 他
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課 (御坊市湯川町財部651)
御坊市産業建設部商工振興課 (御坊市菌350番地)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成24年12月25日から平成25年1月25日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営地域ため池総合整備事業北吉田地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年12月26日から平成25年1月29日まで（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局地域振興部農地課、御坊市農林水産課

和歌山県告示第1483号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 橋本市山田字右別當844の1から844の3まで、845、字三ツ石1541の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字右別當844の1・844の3・845（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字三ツ石1541の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1484号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 橋本市谷奥深字宮ノ坂207の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ坂207の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1485号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字宮本字岩根木400の1、402の1、416の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩根木400の1・402の1・416の3(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1486号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町大字上筒香字シライシ374の39(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字シライシ374の39(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1487号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町九重字和田56

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字和田56(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町毛原宮字犬飼垣内283番1地先から同町毛原宮字犬飼垣内308番1地先まで	旧	6.50 } 26.75	93.13	
同上	新	6.50 } 26.75	105.96	

和歌山県告示第1489号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町毛原宮字犬飼垣内283番1地先から同町毛原宮字犬飼垣内308番1地先まで
 供用開始の期日 平成24年12月26日 午後3時

和歌山県告示第1490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町毛原中字古市中ノ切213番5地先から同町毛原中字古市中ノ切208番3地先まで	旧	9.09 } 10.90	46.30	

海草郡紀美野町毛原中字古市中ノ切213番1地先から同町毛原宮字北垣内530番2地先まで	新	9.47 } 30.12	498.50	毛原大橋 栈道橋	L=151 L=48.5
---	---	--------------------	--------	-------------	-----------------

和歌山県告示第1491号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町毛原中字古市中ノ切213番1地先から同町毛原宮字北垣内530番2地先まで

供用開始の期日 平成24年12月26日 午後3時

和歌山県告示第1492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町神野市場字神原11番7地先から同町大角字堂原674番1地先まで	新	9.84 } 78.30	1290.80	飛越橋 L=58.8 大原大橋 L=237

和歌山県告示第1493号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町神野市場字神原11番7地先から同町大角字堂原674番1地先まで

供用開始の期日 平成24年12月26日 午後2時

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第102号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県選挙管理委員会規程（平成13年和歌山県選挙管理委員会告示第111号）の一部を次のように改正する。

平成24年12月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

本則中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

和歌山県選挙管理委員会告示第103号

和歌山県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県選挙管理委員会規程（平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

平成24年12月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

本則中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第3号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県労働委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月25日

和歌山県労働委員会会長 有田佳秀

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県労働委員会規程の一部を改正する規程

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県労働委員会規程（平成13年和歌山県地方労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第3号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県監査委員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月25日

和歌山県代表監査員 保田栄一

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県監査委員規程の一部を改正する規程

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県監査委員規程（平成13年和歌山県監査委員告示第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

和歌山県監査委員告示第4号

和歌山県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月25日

和歌山県代表監査員 保田 栄一

和歌山県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程の一部を改正する規程

和歌山県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程（平成17年和歌山県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第5号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県収用委員会規程（平成13年和歌山県収用委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成24年12月25日

和歌山県収用委員会会長 月山 純典

本則中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

和歌山県収用委員会告示第6号

和歌山県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県収用委員会規程（平成17年和歌山県収用委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成24年12月25日

和歌山県収用委員会会長 月山 純典

本則中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

海区漁業調整委員会告示

和歌山海区漁業調整委員会告示第1号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月25日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本 秀春

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山海区漁業調整委員会規程（平成13年和歌山海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

和歌山海区漁業調整委員会告示第2号

和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月25日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程（平成17年和歌山海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

県議会に関する事項

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月25日

和歌山県議会議長 山 下 直 也

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県議会規程（平成17年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「日時及び」を「日及び時間並びに」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 条例第11条第1項本文の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場合（条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の全部を開示する旨の決定をした場合を除く。） 公文書開示決定通知書（別記第3号様式）
- (2) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の全部を開示する旨の決定をした場合 公文書開示決定通知書（別記第4号様式）
- (3) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場合（条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の一部を開示する旨の決定をした場合を除く。） 公文書部分開示決定通知書（別記第5号様式）
- (4) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の一部を開示する旨の決定をした場合 公文書部分開示決定通知書（別記第6号様式）

3 条例第11条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 次号から第6号までに掲げる場合以外の場合 公文書非開示決定通知書（別記第7号様式）
- (2) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示しない旨の決定をした場合（第4号及び第6号に掲げる場合を除く。） 公文書非開示決定通知書（別記第8号様式）
- (3) 条例第10条の規定により開示請求を拒否する場合（条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求を拒否する場合を除く。） 公文書非開示決定通知書（別記

第9号様式)

(4) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求を拒否する場合 公文書非開示決定通知書(別記第10号様式)

(5) 開示請求に係る公文書を保有していない場合(条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求に係る公文書を保有していない場合を除く。) 公文書非開示決定通知書(別記第11号様式)

(6) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求に係る公文書を保有していない場合 公文書非開示決定通知書(別記第12号様式)

第4条中「別記第8号様式」を「別記第13号様式」に改める。

第5条中「第13条」を「第13条第1項」に、「別記第9号様式」を「別記第14号様式」に改める。

第6条中「別記第10号様式」を「別記第15号様式」に改める。

第7条第3項中「別記第11号様式」を「別記第16号様式」に改め、同条第4項中「別記第12号様式」を「別記第17号様式」に改め、同条第5項中「別記第13号様式」を「別記第18号様式」に改める。

第8条第1項中「第16条ただし書」を「第16条第1項ただし書」に改め、同条第3項第1号中「又はビデオディスク」及び「以下同じ。」を削り、同項第2号中「又は次項」を削り、同号イ中「閲覧」の次に「、聴取」を加え、同号ウ中「を複写機により用紙に複写したもの」を削り、同号エ中「その他の電磁的媒体(電磁的記録を記憶する媒体をいう。)」を削り、同号に次のように加える。

オ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

カ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

第9条を次のように改める。

(公文書の開示の申込み)

第9条 公文書の開示を受ける者は、公文書の開示申込書(別記第19号様式)を提出しなければならない。

第14条第1項中「基づき」の次に「閲覧等により」を加え、「するもの」を「する者」に、「別記第17号様式」を「別記第23号様式」に改め、同条第2項中「及び第9条」を「から第10条まで」に改め、同条を第15条とする。

第13条第2項中「別記第15号様式」を「別記第21号様式」に改め、同条第3項中「別記第16号様式」を「別記第22号様式」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項第6号中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「第14条第1項第11号」を「第15条第1項第11号」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「別記第14号様式」を「別記第20号様式」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(見込額等)

第10条 条例第18条第4項に定める見込額は、実施機関が、条例第13条第1項の残りの公文書の全部を閲覧等の方法により開示するとした場合の手数料の額の範囲内の額とする。

2 公文書の写しの送付を受けようとする者は、条例第18条第1項及び別表の規定により定める手数料のほか送付に要する費用を負担しなければならない。

別表第1を削る。

別表第2中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同表を別表とする。

別記第3号様式中「日時」を「日及び時間」に改める。

別記第4号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

別記第4号様式(第3条関係)

(見込額通知兼用)

公文書開示決定通知書

和議会第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県議会議長



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、和歌山県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定したので通知します。

公文書の名称	()年度
開示の日及び時間	年 月 日(午前・午後) 時 分
開示の場所	
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 複写機により用紙に複写したもの <input type="checkbox"/> その他 ()
条例第18条第4項に規定する見込額	円
担当課	班(係) 電話番号() - 内線

注

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日及び時間に都合が悪いときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。
- 3 条例第18条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。

別記第 7 号様式 (第 3 条関係)

公文書非開示決定通知書

和議会第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県議会議長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

非開示決定した 公文書の名称	() 年度
非開示とした 理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
担 当 課	班 (係) 電話番号 () - 内 線
備 考	

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県議会議長が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第17号様式中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記第23号様式とする。
別記第16号様式中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に、「日時」を「日及び時間」に改め、同様式を別記第22号様式とする。

別記第15号様式中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を別記第21号様式とする。
別記第14号様式中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を別記第20号様式とする。
別記第13号様式を別記第18号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第 19 号様式 (第 9 条関係)

公文書の開示申込書

年 月 日

和歌山県議会議長 様

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所又は事業所の所在地)
〒 TEL

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)
TEL

月 日付け 第 号で通知のあつた公文書の開示を次のとおり申し込みます。

公文書の件名	開示の方法	納付額
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 閲覧等 (<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取)	円
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 閲覧等 (<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取)	円
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 閲覧等 (<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取)	円
合	計	円

※ 以下の欄は記入しないでください。

窓口受付

別記第12号様式を別記第17号様式とし、別記第11号様式を別記第16号様式とし、別記第10号様式を別記第15号様式とし、別記第9号様式を削り、別記第8号様式を別記第13号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第14号様式(第5条関係)

開示決定等期限特例適用通知書

和議会第 号
年 月 日

開示請求者 様

和歌山県議会議長 印

年 月 日付けの公文書の開示請求については、次のとおり、和歌山県情報公開条例第13条第1項の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとしたので通知します。

開示請求のあった公文書の名称(等)	
和歌山県情報公開条例第13条第1項の規定を適用することとした理由	
残りの公文書について開示決定等をする日までに要すると認められる期間	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分の開示決定等については、和歌山県情報公開条例第18条第4項の規定による予納があった日から次に記載する期間が必要です。) 日間
担 当 課	班(係) 電話番号() — 内 線

別記第7号様式の次に次の5様式を加える。

別記第8号様式(第3条関係)

(見込額通知兼用)

公文書非開示決定通知書

和議会第 号
年 月 日

開示請求者 様

和歌山県議会議長



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、和歌山県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

非開示決定した 公文書の名称	()年度
非開示とした 理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
条例第18条第 4項に規定する 見込額	円
担 当 課	班(係) 電話番号() - 内線
備 考	

注 条例第18条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県議会議長が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第9号様式(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

和議会第 号
年 月 日

開示請求者 様

和歌山県議会議長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第10条の規定に基づき、開示請求を拒否するので、同条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

<p>公文書開示請求書に記載された公文書の名称等</p>	
<p>開示請求を拒否する理由</p>	
<p>担当課</p>	<p>班(係) 電話番号() - 内線</p>

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県議会議長が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第10号様式(第3条関係)

(見込額通知兼用)

公文書非開示決定通知書

和議会第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県議会議長



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、開示請求を拒否するので、和歌山県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書開示請求書 に記載された 公文書の名称等	
開示請求を拒否 する理由	
条例第18条第4 項に規定する見込 額	円
担 当 課	班(係) 電話番号() - 内線

注 条例第18条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県議会議長が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第11号様式(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

和議会第 号
年 月 日

開示請求者 様

和歌山県議会議長 

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

<p>公文書開示請求書 に記載された 公文書の名称等</p>	
<p>開示請求に係る 公文書を保有 していない理由</p>	<p>1 作成又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他 ()</p>
<p>担 当 課</p>	<p>班 (係) 電話番号 () - 内 線</p>

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県議会議長が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第12号様式(第3条関係)

(見込額通知兼用)

公文書非開示決定通知書

和議会第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県議会議長



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、和歌山県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書開示請求書に記載された公文書の名称等	
開示請求に係る公文書を保有していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他 ()
条例第18条第4項に規定する見込額	円
担当課	班(係) 電話番号 () - 内線

注 条例第18条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県議会議長が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県議会規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた開示請求について適用し、施行日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月25日

和歌山県議会議長 山下直也

和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程

和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程（平成17年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。